

# 平成30年第1回上毛町議会臨時会会議録

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

平成30年11月30日 午前10時00分

---

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 岩花寛之      2番 田中唯登志      3番 廣崎誠治      4番 荒牧弘敏

5番 高畑広視      6番 宮崎昌宗      7番 峯 新一      8番 三田敏和

9番 大山 晃      10番 茂呂孝志      11番 宮本理一郎      12番 安元慶彦

欠席議員（0名）

---

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 川口 彰・ 会計管理者 福田正晴

総務課長 岡崎 浩・ 長寿福祉課長 佐矢野 靖・ 建設課長 尾崎幸光

総務係長 宮吉保男

---

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長      宮秋伸一

議会事務局係長      岩井英樹

## ○議事日程

平成30年第1回上毛町議会臨時会議事日程

平成30年11月30日 午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第49号 上毛町議会議員の職員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第50号 上毛町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第51号 上毛町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第52号 上毛町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第53号 平成30年度上毛町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 9 議案第54号 平成30年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第55号 平成30年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第56号 平成30年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第57号 平成30年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

## ○ 会 議 の 経 過

開議 午前10時00分

○議長（安元慶彦君）皆さん、おはようございます。

定刻になりました。御起立をお願いします。

一礼して着席願います。礼。

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、平成30年第1回上毛町議会臨時会を開会します。

本日の会議日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（安元慶彦君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員に、4番荒牧議員、5番高畑議員を指名します。

---

○議長（安元慶彦君）日程第2、会期の決定を議題とします。

臨時会の招集が予定されてから、議会運営委員長に臨時会の運営について諮問いたしましたところ、11月27日に委員会を開催していただき、答申をいただきました。委員会の答申は、会期を本日1日とするという答申でした。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の答申のとおり、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

---

○議長（安元慶彦君）日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に提出された案件は、町長からの条例案4件、予算案5件の計9議案であります。

議事日程をお手元に配付しておりますので、ごらんください。

本日の日程は、提案理由の説明を受けた後、引き続き議案内容の説明を受け、質疑を行います。質疑が終了した後、討論、採決を行いますので御了解ください。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長に出席の要求をいたしましたところ、説明員として、お手元に配付の名簿のとおり報告がありましたので、これを許可し、

出席をいただいております。

これで、諸般の報告を終わります。

---

○議長（安元慶彦君）これから、議案の上程を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略します。

日程第4議案第49号、日程第5議案第50号、日程第6議案第51号、日程第7議案第52号、日程第8議案第53号、日程第9議案第54号、日程第10議案第55号、日程第11議案第56号、日程第12議案第57号、以上9件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（坪根秀介君）皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成30年第1回上毛町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに大変御多用の中、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本日の臨時会に提案いたします案件は、条例案4件、補正予算5件、計9案件であります。

順次、提案理由を御説明いたします。

議案第49号、上毛町議会議員の職員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第50号、上毛町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。この二つの条例の一部改正につきましては、議案第51号、52号とも関連しますが、議会議員及び特別職の職員にかかわる期末手当の配分に関し、国の人事院勧告等に伴い所要の改正を行うため、議会の議決を求めるものであります。

議案第51号、上毛町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第52号、上毛町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。この二つの条例の一部改正につきましては、議案第53号、54号、55号、56号、57号の各補正予算とも関連しますが、人事院は国会及び内閣に対し、本年の民間給与との格差を埋めるため、俸給表の水準の引き上げと勤勉手当の引き上げ等を勧告し、平成30年11月6日、一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正が閣議決定され、平成30年11月2

8日に可決成立されました。これらの国の人事院勧告等に伴い、本庁職員における給与改定等の対応につきましては、情勢適応の原則の観点から、人事院等の勧告内容を尊重しつつ給与等の改定を行うこととし、関係条例の改正について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第53号、平成30年度上毛町一般会計補正予算（第5号）、議案第54号、平成30年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第55号、平成30年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第56号、平成30年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第57号、平成30年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。先ほどの議案第51号で御説明いたしました上毛町一般職の職員の給与等の一部改正に伴い、それぞれの会計の職員の給与等の補正予算を計上するものであります。

以上、概略を御説明申し上げましたが、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議をいただき、御可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（安元慶彦君）提案理由の説明が終わりました。

日程第4、議案第49号、上毛町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）それでは、議案第49号について御説明を申し上げます。

議案第49号、上毛町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、上毛町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を、別紙のとおり提出する。平成30年11月30日提出。上毛町長、坪根秀介。

理由でございます。平成30年度人事院勧告に伴い、本庁議会議員の期末手当に関し、人事院勧告に準じた所要の改正を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページに改正条文をつけております。

今回、平成30年度人事院勧告に伴いまして、31年度から6月期と12月期の期末手当を同率とし、各期期末手当1.3を2回に分けそれぞれ配分する変更案でござ

います。

条例の施行は平成31年4月1日からとなっておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第49号、上毛町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（安元慶彦君）日程第5、議案第50号、上毛町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）それでは、議案第50号について御説明申し上げます。

議案第50号、上毛町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について、上毛町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。平成30年11月30日提出。上毛町長、坪根秀介。

理由でございます。平成30年度人事院勧告に伴い、本庁特別職の職員の給与に関

し、人事院勧告に準じた所要の改正を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページに改正条文をつけております。議案第49号と同様、平成30年度の人事院勧告に伴いまして、平成31年度からの期末手当を6月期と12月期同率とし、各期1.3を2回に分けて配分する変更で、同じく平成31年4月1日の施行でございます。

以上です。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、質疑を終ります。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）討論なしと認め、討論を終ります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第50号、上毛町特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（安元慶彦君）日程第6、議案第51号、上毛町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）それでは、議案第51号について御説明申し上げます。

議案第51号、上毛町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ

いて、上毛町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。平成30年11月30日提出。上毛町長、坪根秀介。

理由でございます。平成30年度人事院勧告に伴い、本庁職員の給与に関し、人事院勧告に準じた所要の改正を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回、平成30年度人事院勧告に伴いまして、本庁職員の給与等の改正をお願いするものでございます。今回提案します本条例の一部改正につきましては、大きく分けて2点ほどの一部改正でございます。

まず1点目といたしましては、職員の給与でございますが、本年の民間給与との格差を埋めるため、給与表の改正を行うものでございまして、平均として0.16%の引き上げでございます。

次に2点目で、勤勉手当の関係でございますが、同じく本年の民間との格差0.05月分を勤勉手当として配分するものでございます。なお、議員の報酬また常勤の特別職の給与と同様に、期末手当につきましては、6月期と12月期を同額とするということで、平成31年度からは、期末手当1.3、勤勉手当を0.925つきの計2.225を2回に分けて配分するという変更をにかけているものでございます。

詳細につきましては、7ページからの新旧対照表をごらんいただきたいと思いますが、7ページから中ほどにかけて勤勉手当関係、それから後半で、説明した職員の給与等、それから13ページで、宿日直手当の変更を行っているものでございます。

以上でございます。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）この人事院勧告を行った後、ラスパイレス指数はどうなるのか、県下で何番目ぐらいになるのかお伺いします。

○議長（安元慶彦君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）給与改定の度にラスパイレス指数の計算はいたしておりません。ラスパイレスはあくまで4月1日時点での給与の実態調査で報告するものでありますので、途中で計算はいたしておりません。

○（議長（安元慶彦君））もう一つあったじゃない、県下で何番目とかないの。

○総務課長（岡崎 浩君）ですから、その部分も、県下で何番目という部分が、ラスパ  
イレスの計算をいたしませんので、はい。

○議長（安元慶彦君）議長と呼んでください。

廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）ということは、4月1日現在のラスパイレスはわかりますか。

○議長（安元慶彦君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）97.3でございます。その時点での順位は今手元に資料がご  
ざいませぬ。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで質疑を終ります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第51号、上毛町一般職の職員の給与に  
関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しまし  
た。

---

○議長（安元慶彦君）日程第7、議案第52号、上毛町単純な労務に雇用される職員の  
給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）それでは、議案第52号について御説明申し上げます。

議案第52号、上毛町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する

条例の一部を改正する条例について、上毛町の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。平成30年11月30日提出。上毛町長、坪根秀介。

理由でございます。議案第51号と同様に、平成30年度人事院勧告に伴い、本庁職員の給与に関し、人事院勧告に準じた所要の改正を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例につきましては、手当等は一般職の例によることとされておりますことから、この条例改正案では給与表の改正を行うものでございます。議案第51号と同様の引き上げ率でございます。

詳細につきましては、6ページからの新旧対照表でございます。職員の給料を別表第1のとおり改正を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第52号、上毛町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（安元慶彦君）日程第8、議案第53号、平成30年度上毛町一般会計補正予算

(第5号)を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(岡崎 浩君) 議案第53号について御説明を申し上げます。

議案第53号、平成30年度上毛町一般会計補正予算(第5号)、平成30年度上毛町の一般会計補正予算(第5号)は、次によるところによる。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ228万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億7,558万2,000円とするものであります。平成30年11月30日提出。上毛町長、坪根秀介。

それでは、補正予算の概要でございますが、今回の補正予算につきましては、先ほど来御説明を申し上げました議案第51号及び議案第52号と関連いたしまして、平成30年度の人事院勧告に伴い、本町の給与を人事院勧告に応じた改正を行うため、改正後の給与額を補正するものでございます。

7ページからになりますが、各款全般にわたり、2節の給与、3節の職員手当等々において合わせて228万4,000円をお願いするものでございます。

また、合わせまして、この後説明がございしますが、各特別会計の職員給与分の繰出金をお願いいたしているところでございます。

歳入の財源といたしましては、普通交付税を充当いたしております。

以上、概略での説明となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(安元慶彦君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 賛成討論はありますか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第53号、平成30年度上毛町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（安元慶彦君）日程第9、議案第54号、平成30年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（佐矢野 靖君）それでは、御説明いたします。

議案第54号、平成30年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、平成30年度上毛町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,511万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億260万6,000円とする。平成30年11月30日提出。上毛町長、坪根秀介。

8ページをお願いいたします。

歳出ですが、1款1項1目一般管理費ですが、11万1,000円増額補正し、予算総額1,102万1,000円とするものです。こちらは人事院勧告に伴います人件費の増額という形になっております。

次のページ、9ページですが、2款2項1目一般被保険者高額療養費です。1,500万円増額補正し、予算総額8,700万円とするものです。この高額療養費ですが、本年度は、がん、整形外科的手術の方、長期間の高額の点滴治療を必要とする方が数名いらっしゃいまして、その関係で当初の見込み額より過大となっております。ですから、今回増額補正予算を計上いたしております。

歳入といたしましては、6ページをお願いをいたします。保険給付費につきましては、全額県から交付という形になっております。3款1項1目1節の保険給付費等交付金、普通交付金の分ですが、そちらを1,500万円、次のページになりますが、人件費分として、5款1項1目一般会計の繰入金金の3節の職員給与費等繰入金で11万1,000円、それぞれ増額して充当しておるところです。

以上です。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第54号、平成30年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（安元慶彦君）日程第10、議案第55号、平成30年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（佐矢野 靖君）それでは、御説明いたします。

議案第55号、平成30年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、平成30年度上毛町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,803万2,000円とする。平成30年11月30日提出。上毛町長、坪根秀介。

7ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費ですが、2万8,000円増額補正し、予算総額994万6,

000円とするものです。これは人事院勧告に伴います人件費の増額によるものでございます。

歳入といたしましては、6ページですね。3款1項1目1節の事務費繰入金を2万8,000円増額し、充当しておるところです。

以上です。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第55号、平成30年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（安元慶彦君）日程第11、議案第56号、平成30年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（尾崎幸光君）議案第56号について御説明いたします。

議案第56号、平成30年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、平成30年度上毛町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万6,00

0円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,383万3,000円とする。平成30年11月30日提出。上毛町長、坪根秀介。

7ページをお願いいたします。

1款1項1目処理施設等管理費で、今回4万6,000円の増額補正をお願いしております。財源につきましては、全額一般財源となっております。

増額の理由といたしましては、一般会計と同様に、平成30年度の人事院勧告等に伴いまして、2節から19節で追加の補正をお願いしているところでございます。

また、歳入につきましては、6ページの1款2項1目繰入金で、一般会計から4万6,000円の繰り入れをお願いしております。

以上で御説明を終わります。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第56号、平成30年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（安元慶彦君）日程第12、議案第57号、平成30年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（尾崎幸光君） それでは、議案第57号について御説明をいたします。

議案第57号、平成30年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、平成30年度上毛町の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,555万2,000円とするものでございます。平成30年11月30日提出。上毛町長、坪根秀介。

7ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理でございます。今回7万8,000円の増額補正をお願いしております。財源につきましては、全額一般財源となっております。

増額の理由といたしましては、一般会計と同様に、平成30年度の人事院勧告に伴いまして、2節から19節で追加の補正をお願いするものでございます。

また、歳入につきましては、6ページ、1款2項1目繰入金で一般会計から7万8,000円の繰り入れをお願いしております。

以上で御説明を終わります。

○議長（安元慶彦君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君） 賛成討論はありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君） 全会一致。よって、議案第57号、平成30年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（安元慶彦君）これで、本日の日程は全て終了しました。

平成30年第1回上毛町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会 午前10時29分